

# テクノロジーベースの規制改革推進委員会の検討事項等について

2022年10月3日(月)

デジタル庁

デジタル臨時行政調査会事務局

# 本日の進め方

## 1. 本日の進め方

1. 事務局から冒頭説明
  - 本委員会の検討事項等について
2. 登構成員からの御発表
  - テクノロジーマップ、技術カタログの在り方について
3. 意見交換

## 2. 御議論いただきたいこと

- 本会合のゴール、目指すべき姿について
- 本会合の今後の検討事項、進め方等について
- テクノロジーマップ／技術カタログの在り方について
- 規制の見直しに向けた技術的検証の進め方について

# 本委員会のゴール（想定）

- デジタル原則に適合しない規制や行政サービスの見直しを加速化するため、先端技術の活用事例（ベストプラクティス）についての知識ベースを共創
- 同類型の規制への横断的な活用と官民による調達を促進
- 技術利用を想定したリスクの再評価を通じて規制のあり方を不断に見直し
- 国民生活を多様なリスクから最も効果的に守りながら、さらなる技術開発目標を提示することでグローバルな市場創出・展開につなげる

# 今後の論点

※構成員から事前にいただいたコメント等

- テクノロジーマップや技術カタログは、作って終わりではなく、実際に活用されるための環境・枠組み・仕組み作りが必要ではないか。
- テクノロジーマップや技術カタログは、官主導で更新を続けるというよりは、民主体で自動生成されていくようにするとよいのではないか。
- 技術カタログは、メリットしか記載されないといったことになる可能性がある。できないことも含め、どのようなかたちで公表するのがよいか考える必要があるのではないか。
- 技術を導入することで、規制の本来の趣旨に立ち返って、そのあり方を見直すといったこともあり得るのではないか（デジタル化により講習が容易に行えるようになれば、資格の有効期間を短縮して更新頻度を高めるといったことも検討可能であるなど）。
- デジタル技術が現場で実際に使われるようにするためのインセンティブ設計についても検討が必要ではないか。
- 現在のアナログな取組で、必ずしも100%の精度が実現できているわけではない。デジタル技術についても、100%の精度を求めるというよりは、どこまでのものを許容し、どの程度の水準までを求めるのか、指針や開発目標を示すとよいのではないか。
- テクノロジーやサービスだけを探索し、カタログ化するのではなく、規制所管省庁や事業者毎に設定した規律が掲載されるガイドラインのカタログ化を進めるべきではないか。

# 論点の整理

## (1) 議論・視野

- ・議題・視野は広く、ただし、課題はシャープに定義。KPIと目的を明確に。

## (2) ベストプラクティスの共有

- ・ベストプラクティスを共有・展開。
- ・インセンティブ設計やリスクアセスメントのあり方についても検討も必要。

## (3) 必要要求条件（含：ガバナンス）の提示

- ・必須要件とオプション要件の区別を明確に。現在アナログで対応しているものと同水準を担保するため、ここまでのレベルを目指してほしいという開発目標を提示するといった観点もあり得る。
- ・単独の機器・システムだけでなく、これらを含む全体システムのガバナンスのガイドラインも提示すべき。

## (4) 状態変化・技術動向の変化への対応

- ・技術動向や状態の変化に対応するため、時点等を明記していく必要。

## (5) 民主導での運用

- ・民主導で運用されているプロジェクト（IPv6など）のノウハウ・経験も参考にすべき。
- ・検査・認証を政府が行うものではないとした場合に、どこでトラストを担保するのか（自己申告、市場によるチェック、コンソーシアムでチェックリスト要求条件作成等）。

## (6) 新しい出口

- ・技術の実装により規制の在り方そのものの見直しも可能になるのではないか。
- ・技術を導入することが新たな別の足かせを生まないように留意する必要。

## (7) グローバル展開

- ・経済安全保障も意識したグローバルな展開も目指すべき。

## (8) 提言・提案フロー

- ・コンソーシアムからの提言・提案フローを構築していく必要。

# 第14回作業部会における構成員からの主なコメント

## <マップ・カタログの発展のさせ方について>

- ・今後マップやカタログは多段階的に成長していくことになるのではないか。将来的にはシーズとニーズのマッチングといったことを考えていけるとよいのではないか。
- ・カタログの取組に多くの人が集まり、改善サイクルが回るような仕組みが必要ではないか。
- ・マップ・カタログが発展していくようにするためには、インセンティブ設計が重要ではないか（政府調達との連携なども考えられないか）。
- ・民主導でマップ・カタログが更新されていくようになった場合、モラルハザードが生じないための仕組みを検討する必要があるのではないか。
- ・デジタルマーケットプレイスの議論とも連携する必要があるのではないか。

## <カタログのあり方について>

- ・現場での導入に当たっては、価格体系がどうなっているかも重要。コスト面がわかるようにする必要があるのではないか。
- ・技術導入に当たっては、技術だけで解決できる部分と運用で解決する部分もある。技術自体に関する情報を整理するのと合わせて、どう運用していくのがよいかといった点も整理できるとよいのではないか。

## <技術の活用に伴うリスク等の考え方について>

- ・技術を活用して問題が発生した場合の責任（民事責任、刑事責任、行政責任）のあり方について検討が必要ではないか（行政責任については、“行政の無謬性”といったところにも関わってくるのではないか）。
- ・カタログで示されたとおりの性能が出ない場合の責任等について考えるべきではないか。たとえば、ITサービスにおけるSLA（ServiceLevelAgreement）の考え方などが参考になるのではないか。

## <技術カタログの先行整備に関して>

- ・まずは、先行整備案件を通じてフィードバックを得ながら、カタログ整備のあり方について検討していくのがよいのではないか。
- ・本人確認に関しては、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）における以下の議論が参考になるのではないか。

[https://www.ipa.go.jp/dadc/architecture/lab/doc/lab\\_report\\_no02digitalidentification\\_20220526.pdf](https://www.ipa.go.jp/dadc/architecture/lab/doc/lab_report_no02digitalidentification_20220526.pdf)

# 技術カタログに関する論点

## 【カタログ整備の進め方】

- 今後カタログの整備対象とする技術分野について
- 各技術におけるカタログ掲載項目の考え方について
- カタログの公募方法・公募における留意点等について
- カタログの公表方法について
- 技術進展に応じてカタログが常に最新化されるようにするための方策について

## 【カタログ掲載技術の扱い】

- カタログ掲載技術のトラストの担保方策について（国がお墨付きを与えるような仕組みとするのか、第三者の認証・認可の仕組みとするのか、自己認証とするのか等）
- カタログ掲載技術の利用に係る責任について（規制当局、規制対象事業者、技術保有企業、カタログ整備主体など、それぞれの主体がどこまで責任を負うのか）

# 次回以降想定される議題

- ◆ テクノロジーマップ・技術カタログのあり方について  
(継続的に議論)
- ◆ 技術活用におけるセキュリティ等のリスク評価の進め方について
- ◆ 技術検証の実施方針について



# (参考) 技術カタログの先行整備について

## 「講習や試験のデジタル化」に必要な技術から技術カタログの整備を開始

**公募対象** 講習・試験のデジタル化を実現するための製品・サービス

**スケジュール** 9/30 (金) 公募開始 (10/21 (金) 締切)、10月中に試行版として公表予定

**募集・公表方法** デジタル庁HPからフォームで応募を受け付け、デジタル庁HPでカタログ公表  
掲載URL <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

**ポイント** 規制所管省庁との調整を通じて明らかとなった、講習・試験のデジタル化を実現する上での様々な課題に対して、どのようなソリューションがあるか、技術保有企業からの積極的な提案を求める。

**留意事項** 技術カタログは、あくまで講習実施者がデジタル化を検討する上での参考情報を提供するものであり、カタログに掲載する個別技術について、国が認証・認可等を行うものではない。

**カタログ掲載項目のイメージ** カatalog掲載項目のイメージは以下のとおり。  
(以下は、修了試験の不正受験対策に関するカタログ掲載項目のイメージ)

不正受験対策	離席検知	✓	一定時間以上の離席を検知する仕組みがある	比較が可能となるよう主な機能について共通項目を設定
	なりすまし検知	✓	受講者以外の人間が受講していることを検知する仕組みがある	
	解答作成以外の操作の検知	✓	解答作成以外のPC操作を検知する仕組みがある	
	カンニング対策	✓	目線の動きをモニタリングするなど、カンニング行為を検知する仕組みがある	
	音声の検知	✓	第三者が口頭で回答を伝達するような行為を検知する仕組みがある	
	テスト内容による不正対策	✓	設問を複数パターンで設定できる、設問の順番をランダムに設定するなどの仕組みがある	
	その他	✓	.....	
不正受験対策に関する詳細	個別の不正受験対策技術の詳細な仕様 (例: どの程度の目線の不自然な動きを検知できるか) 不正受験対策に係る技術に関するエビデンス等について記載を求める			個別の技術の詳細については自由記述欄で積極的にアピールを求める